

基本計画書

基本計画										
事項		記入欄							備考	
計画の区分		大学の収容定員に係る学則変更								
フリガナ設置者		カッポリホリジン 材料アカマカクエン 学校法人 大阪青山学園								
フリガナ大学の名称		材料アカマカク 伊ナク 大阪青山大学								
大学本部の位置		大阪府箕面市新稲2丁目11番1号								
大学の目的		教育基本法の精神及び学校教育法の規定に則り、学術の中心として深く真理を探究するとともに、わが国の文化と伝統に基づいた感性、知性、倫理性及び創造性を備えた個性豊かな教養人を育成し、もって広く社会に貢献することを目的とする。								
新設学部等の目的		子ども教育学部は、令和4年に健康科学部子ども教育学科を改組し、入学定員も改組前の定員を保持して開設した。今年度（令和7年度）完成年度を迎えたところであるが、学生の入学状況は定員未充足が続いている。近年の社会情勢からも定員充足は見込めないことから、適正な入学定員への見直しを図り、またきめ細やかな子ども教育人材の養成を進めるため、入学定員を80名から70名に変更する。								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地	
	子ども教育学部 子ども教育学科	4年	70人 (80)	3年次3人	286人 (326)	学士 (子ども教育学)	教育学・保育学関係	令和8年4月	大阪府箕面市新稲2丁目11番1号	
計										
同一設置者内における変更状況（定員の移行、名称の変更等）		なし								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数				
		講義	演習	実験・実習	計	単位				
		科目	科目	科目	科目					
学部等の名称				基幹教員					助手	基幹教員以外の教員 (助手を除く)
				教授	准教授	講師	助教	計		
新設	子ども教育学部 子ども教育学科			8人 (8)	8人 (8)	1人 (1)	0人 (0)	17人 (17)	0人 (0)	0人 (0)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの			8 (8)	8 (8)	1 (1)	0 (0)	17 (17)		
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）			0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）			8 (8)	8 (8)	1 (1)	0 (0)	17 (17)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）			0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）			0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（a～d）			8 (8)	8 (8)	1 (1)	0 (0)	17 (17)		
	計			8 (8)	8 (8)	1 (1)	0 (0)	17 (17)	0 (0)	0 (0)
既	健康科学部 健康栄養学科			10 (10)	6 (6)	3 (3)	2 (2)	21 (21)	0 (0)	0 (0)

設 分	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの		10 (10)	6 (6)	3 (3)	2 (2)	21 (21)			大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 8人	
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	小計（a～b）		10 (10)	6 (6)	3 (3)	2 (2)	21 (21)				
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	計（a～d）		10 (10)	6 (6)	3 (3)	2 (2)	21 (21)				
	看護学部 看護学科		10 (10)	4 (4)	7 (7)	4 (4)	25 (25)	6 (6)	0 (0)		大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 9人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの		10 (10)	4 (4)	7 (7)	4 (4)	25 (25)				
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	小計（a～b）		10 (10)	4 (4)	7 (7)	4 (4)	25 (25)				
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					
計（a～d）		10 (10)	4 (4)	7 (7)	4 (4)	25 (25)					
計		20 (20)	10 (10)	10 (10)	6 (6)	46 (46)	6 (6)	－ (－)			
合 計		28 (28)	18 (18)	11 (11)	6 (6)	63 (63)	6 (6)	0 (0)			
職 種		専 属			その他		計				
事 務 職 員		41 (41)			2 (2)		43 (43)				
技 術 職 員		0 (0)			0 (0)		0 (0)				
図 書 館 職 員		1 (1)			0 (0)		1 (1)				
そ の 他 の 職 員		0 (0)			0 (0)		0 (0)				
指 導 補 助 者		0 (0)			0 (0)		0 (0)				
計		42 (42)			2 (2)		44 (44)				
校 地 等	区 分		専 用		共 用		共用する他の学校等の専用		計		
	校 舎 敷 地		26,224.00㎡		－ ㎡		－ ㎡		26,224.00㎡		
	そ の 他		89,187.81㎡		－ ㎡		－ ㎡		89,187.81㎡		
	合 計		115,411.81㎡		－ ㎡		－ ㎡		115,411.81㎡		
校 舎			専 用		共 用		共用する他の学校等の専用		計		
			27,047.15㎡ (27,047.15㎡)		－ ㎡ (－ ㎡)		－ ㎡ (－ ㎡)		27,047.15㎡ (27,047.15㎡)		
教 室 ・ 教 員 研 究 室			教 室		室		教 員 研 究 室		室		
図	新設学部等の名称		図書 〔うち外国書〕		学術雑誌 〔うち外国書〕		電子ジャーナル 〔うち外国書〕		機械・器具 点	標本 点	
			冊	電子図書 〔うち外国書〕	種	種					

費・設備														
	計													
スポーツ施設等			スポーツ施設			講堂			厚生補導施設					
			㎡			㎡			㎡					
経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	第 5 年次	第 6 年次					
		教員 1 人当り研究費等		250 千円	250 千円	250 千円	250 千円							
		共同研究費等		2, 000 千円	2, 000 千円	2, 000 千円	2, 000 千円							
		図 書 購 入 費	300 千円	300 千円	300 千円	300 千円	300 千円							
		設 備 購 入 費	5, 000 千円	2, 000 千円	1, 000 千円	1, 000 千円	1, 000 千円							
	学生 1 人当り 納付金		第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	第 5 年次	第 6 年次						
			1, 370 千円	1, 110 千円	1, 110 千円	1, 110 千円	千円	千円						
	学生納付金以外の維持方法の概要		私立学校等経常費補助金、雑収入											
既設大学等の状況	大 学 等 の 名 称		大阪青山大学											
	学 部 等 の 名 称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収 容 定 員 充 足 率	開設年度	所 在 地				
	健康科学部		年	人	年次人	人		倍						
	健康栄養学科		4	70	—	280	学士（健康科学）	0. 68	平成17年度					
	看護学科		4	—	—	—	学士（看護学）	—	平成27年度					
	子ども教育学科		4	—	—	—	学士（子ども教育学）	—	平成20年度					
	子ども教育学部													
	子ども教育学科		4	80	3 年次 ₃	326	学士（子ども教育学）	0. 60	令和4年度					
	看護学部													
看護学科		4	90	—	360	学士（看護学）	0. 91	令和6年度						
附属施設の概要			名 称：大阪青山大学歴史文学博物館 目 的：学園における教育研究に資する 所在地：兵庫県川西市長尾町10-1 設置年月：平成11年4月 規模等：土地 960㎡、建物2, 434. 51㎡（地下1階付6階建）											

- (注)
- 1 共同学科の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。

2 「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一イ」については、専門職大学にあっては「専門職大学設置基準別表第一イ」、短期大学にあっては「短期大学設置基準別表第一イ」、専門職短期大学にあっては「専門職短期大学設置基準別表第一イ」にそれぞれ読み替えて作成すること。

3 「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。

4 私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず、斜線を引くこと。

5 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」、「スポーツ施設等」及び「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。

6 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。

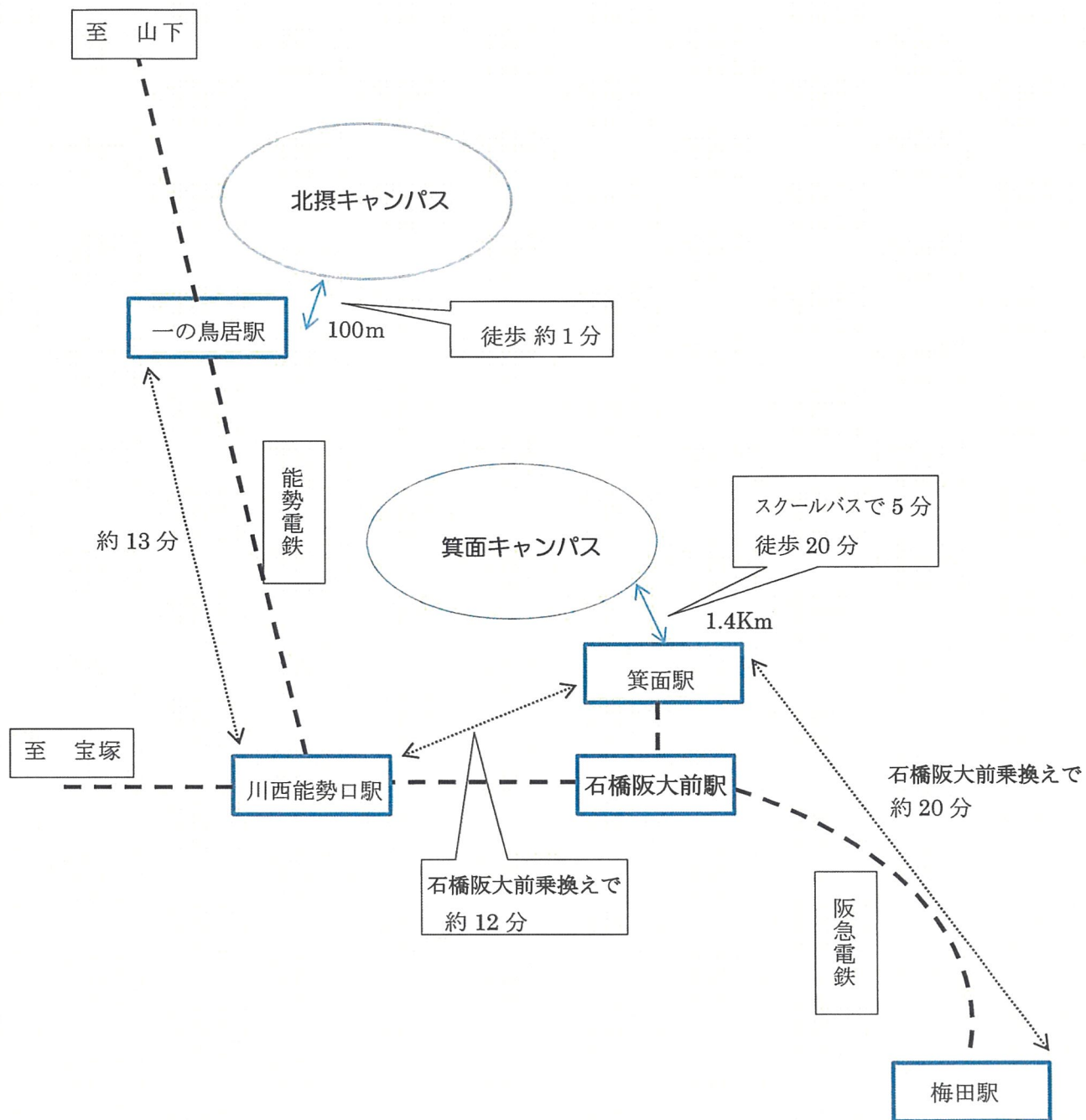
7 空欄には、「—」又は「該当なし」と記入すること。

学校法人 大阪青山学園 設置認可等に関わる組織の移行表

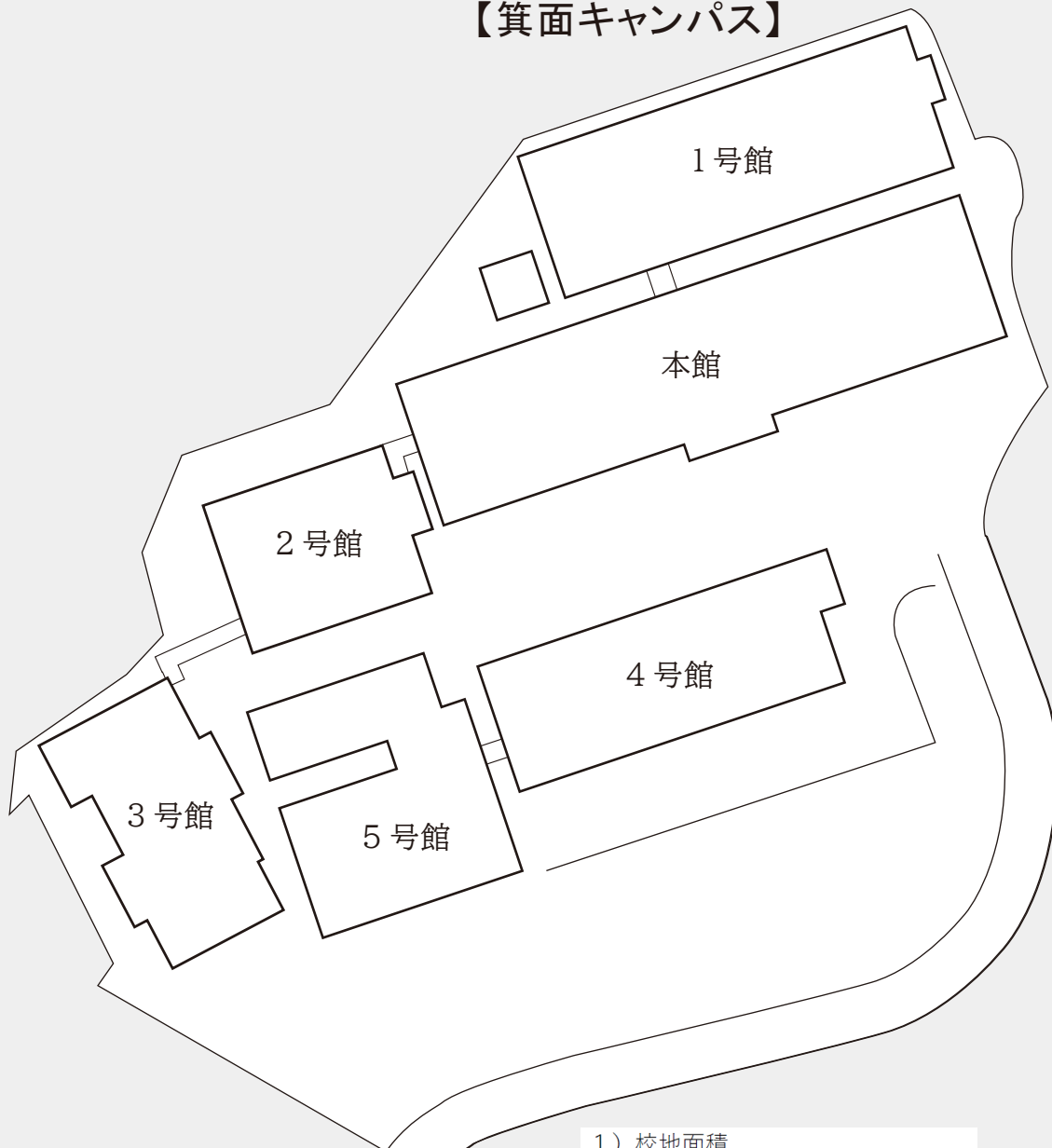
令和7年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和8年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
大阪青山大学				大阪青山大学				
健康科学部				健康科学部				
健康栄養学科	70	0	280	健康栄養学科	70	0	280	
子ども教育学部				子ども教育学部				
		3年次				3年次		
子ども教育学科	80	3	326	子ども教育学科	<u>70</u>	3	<u>286</u>	入学定員変更（△10）
看護学部				看護学部				
看護学科	90	0	360	看護学科	90	0	360	
計	240	3	966	計	<u>230</u>	3	<u>926</u>	



大阪青山大学 キャンパス関係図



【箕面キャンパス】



1) 校地面積

校地面積：26,224.00㎡

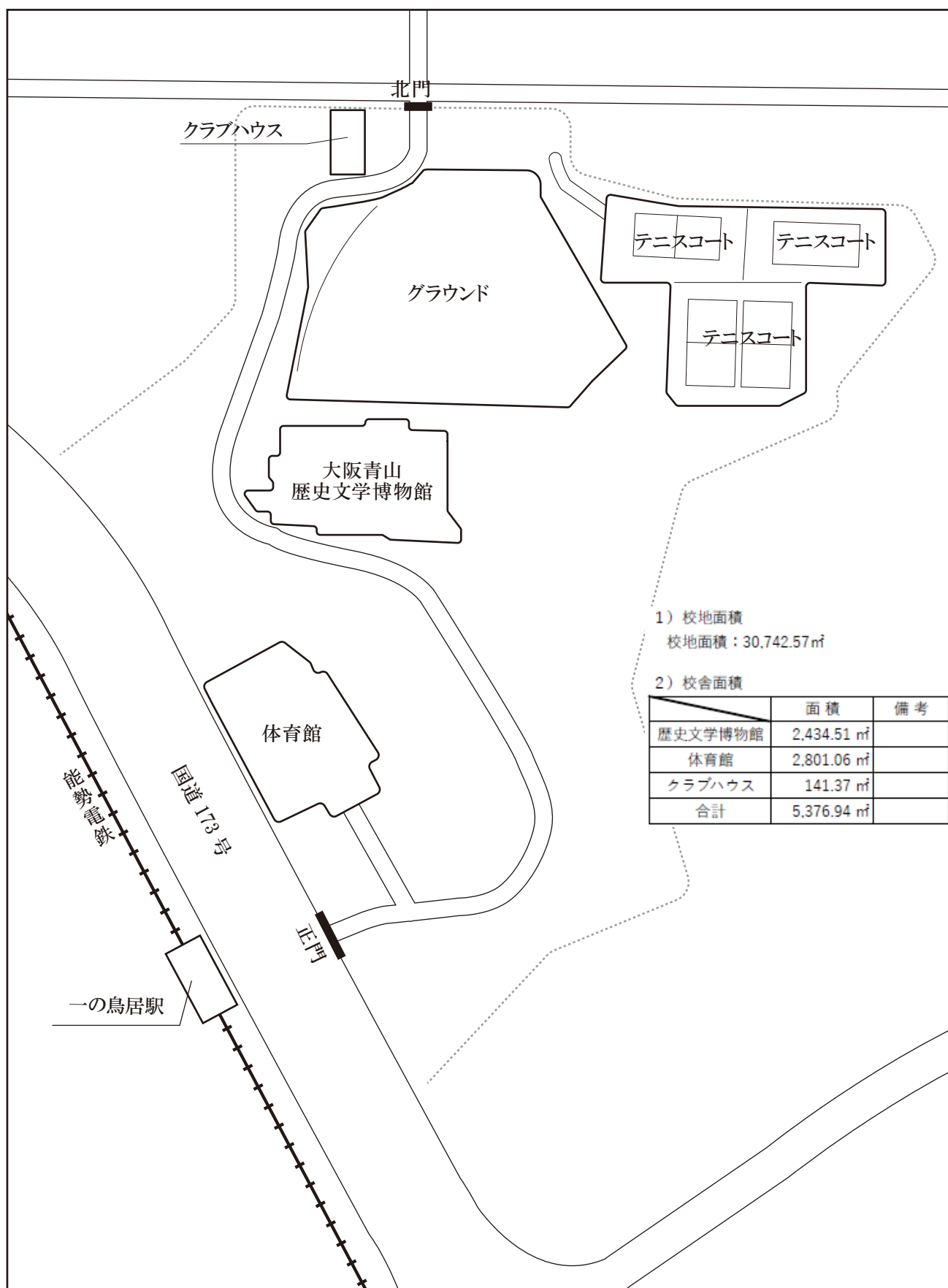
2) 校舎面積

	面積	備考
本館	4,480.98 ㎡	
1号館	4,045.34 ㎡	
2号館	3,334.00 ㎡	
3号館	2,428.67 ㎡	
4号館	5,004.59 ㎡	
5号館	2,376.63 ㎡	
合計	21,670.21 ㎡	

正門

池

【北摂キャンパス】



大阪青山大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 大阪青山大学(以下「本学」という。)は、教育基本法 of 精神及び学校教育法の規定に則り、学術の中心として深く真理を探究するとともに、わが国の文化と伝統に基づいた感性、知性、倫理性及び創造性を備えた個性豊かな教養人を育成し、もって広く社会に貢献することを目的とする。

(自己点検・評価等)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果について公表するものとする。

2 自己点検・評価に関する必要な事項は別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第3条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を行うものとする。

(情報の公開)

第4条 本学は、教育研究活動等の状況について、広く情報を公開するものとする。

(社会的・職業的自立に関する指導体制等)

第5条 本学は、学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

第2章 学部学科、修業年限及び在学年限

(学部・学科)

第6条 本学に次の学部及び学科を置く。

健康科学部	健康栄養学科
子ども教育学部	子ども教育学科
看護学部	看護学科

2 前項の学部及び学科の目的は、次のとおりとする。

健康科学部

心と身体を健康を科学的に学究し、すべての世代の人々の健康の維持・増進と疾病の予防・回復に貢献できる、豊かな教養を備えた専門的職業人の育成を行う。

健康栄養学科

(1) 栄養に関連する分野を広く研究し、地域・社会に貢献する。

(2) 職業人として豊かな人間関係を作りながら、人々の健康の維持・増進、疾病の予防・回復のために栄養や食事の指導ができる、人間栄養学の実践指導者を養成する。

子ども教育学部

子どもの心身の成長・発達を理解・支援でき、子ども・家庭をめぐる社会的諸問題に対応できる、豊かな教養を備えた専門的職業人の育成を行う。

子ども教育学科

- (1) 子どもの心身の成長・発達を研究し、地域に根ざした教育・保育に貢献する。
- (2) 子どもの心身の成長・発達に関する専門的知識を生かしながら、教育・保育の課題を発見・解決できる、高い倫理感と使命感をもった教育者・保育者を養成する。

看護学部

科学的に裏付けられた正確な看護の知識と技術、人への思いやりや慈しみの心を持ち、人間の健康をトータルにケアし生涯にわたって活躍できる、豊かな教養を備えた専門的職業人の育成を行う。

看護学科

- (1) 人々の誕生から死までにおける健康上の様々な課題及び関連する分野を広く研究し、地域・社会に貢献する。
 - (2) 対象の健康の回復・維持・増進のために必要な基礎的知識と基本的技術を修得し、看護師及び保健師として生涯成長するための基盤となる資質と能力を持った看護師及び保健師を養成する。
- 3 本学に介護福祉別科を置く。別科に関する規程は、別に定める。
- (修業年限)

第7条 本学の修業年限は4年とする。

(在学年限)

第8条 本学の在学年限は8年とする。ただし、第37条及び第38条の規定により編入学又は転入学した学生は、残り修業年限の2倍の年数とする。

第3章 学生定員

(定員)

第9条 本学の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

学部及び学科名	入学定員	収容定員
健康科学部		
健康栄養学科	70名	280名
子ども教育学部		
子ども教育学科	70名	286名
看護学部		
看護学科	90名	360名

2 子ども教育学部子ども教育学科の3年次編入学定員は、3名とする。

第4章 授業科目及び履修方法

(教育課程)

第10条 健康科学部健康栄養学科（以下「健康栄養学科」という。）における授業科目は、基礎教育科目及び専門教育科目に分け、更に専門教育科目を専門基礎分野と専門分

野に区分し、編成するものとする。ただし、健康栄養学科においては、教育職員免許状取得に関する科目を別に編成するものとする。

- 2 子ども教育学部子ども教育学科（以下「子ども教育学科」という。）における授業科目は、基礎教育科目、専門基礎科目及び専門教育科目に区分し、編成するものとする。
- 3 看護学部看護学科（以下「看護学科」という。）における授業科目は、基礎教育科目、専門基礎科目及び専門科目に区分し、編成するものとする。
- 4 各学科の教育方針に基づき、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に区分する。
- 5 自由科目は、第54条第1項に定める卒業要件単位数に算入しない。

（授業科目及び単位数等）

第11条 健康栄養学科の授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

- 2 子ども教育学科の授業科目及び単位数は、別表2のとおりとする。
- 3 看護学科の授業科目及び単位数は、別表3のとおりとする。

（授業方法）

第12条 授業は、講義、演習、実験、実習及び実技又はこれらの併用により行うものとする。

（進級要件）

第13条 健康栄養学科及び看護学科においては、別に定める進級要件を満たさなければ、第2学年から第3学年への進級を認めない。

（他の大学又は短期大学における学修）

第14条 他の大学又は短期大学の授業科目の履修を願い出た者については、学長が教育上有益であると認めるときは、当該大学又は短期大学と協議のうえ、これを許可することがある。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、30単位を超えない範囲でこれを本学において修得したものとみなすことができる。
- 3 前二項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学した場合に準用する。

（大学以外の教育施設等における学修）

第15条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第16条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学、短期大学、高等専門学校の専攻科又は大学設置基準第29条第1項の文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転

入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第14条第1項及び第3項並びに前条第1項により本学で修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(栄養教諭一種免許状)

第17条 健康栄養学科において、栄養教諭一種免許状を取得しようとする者は、第54条第1項に規定する単位のほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

2 履修方法等は、大阪青山大学教職課程履修規程に定める。

(管理栄養士国家試験受験資格)

第18条 健康栄養学科において、管理栄養士国家試験の受験資格を取得しようとする者は、管理栄養士学校指定規則に規定する科目及び単位を修得しなければならない。

2 履修方法等は、大阪青山大学管理栄養士養成課程履修規程に定める。

(栄養士免許状)

第19条 健康栄養学科において、栄養士の免許を取得しようとする者は、栄養士法施行規則に規定する科目及び単位を修得しなければならない。

2 履修方法等は、大阪青山大学栄養士養成課程履修規程に定める。

(食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格)

第20条 健康栄養学科において、食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格を取得しようとする者は、食品衛生法施行規則に規定する科目及び単位を修得しなければならない。

2 履修方法等は、大阪青山大学食品衛生課程履修規程に定める。

(幼稚園教諭一種免許状)

第21条 子ども教育学科において、幼稚園教諭一種免許状を取得しようとする者は、第54条第1項に規定する単位のほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

2 履修方法等は、大阪青山大学教職課程履修規程に定める。

(保育士資格)

第22条 子ども教育学科において、保育士の資格を取得しようとする者は、第54条第1項に規定する単位のほか、児童福祉法及び同法施行規則に定める科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

2 履修方法等は、大阪青山大学保育士養成課程履修規程に定める。

(小学校教諭一種免許状)

第23条 子ども教育学科において、小学校教諭一種免許状を取得しようとする者は、第54条第1項に規定する単位のほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

2 履修方法等は、大阪青山大学教職課程履修規程に定める。

(特別支援学校教諭一種免許状)

第23条の2 子ども教育学科において、特別支援学校教諭一種免許状を取得しようとする者は、第54条第1項に規定する単位のほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定

める科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

2 履修方法等は、大阪青山大学教職課程履修規程に定める。

(社会福祉主事任用資格)

第23条の3 子ども教育学科において、社会福祉主事任用資格を取得しようとする者は、社会福祉法第19条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する科目及び単位を修得しなければならない。

(保健師及び看護師国家試験受験資格)

第23条の4 看護学科において取得することができる資格は、保健師及び看護師にかかる国家試験受験資格とする。

2 前項において保健師にかかる国家試験受験資格の取得を希望する者は、第54条第1項に規定する単位のほか、保健師の教育課程に関する科目を履修し、必要な単位を修得しなければならない。

(その他の民間資格等)

第23条の5 第17条から前条までに定める国家資格の他、各種の民間資格の認定機関として指定を受けており、それぞれの資格等を取得することができる。

2 前項の資格の種類は、大阪青山大学履修規程に定める。

3 資格要件については、別に定める。

(履修登録)

第24条 学生は、履修しようとする授業科目を学期の始めに学長に届け出て、その許可を得なければならない。

(単位の計算方法)

第25条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、必要な学修等を考慮して、学長は単位数を定めることができる。

(授業日数)

第26条 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第27条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第28条 学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日から9月20日まで

後期 9月21日から翌年3月31日まで

(休業日)

第29条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する祝日

(3) 本学園創立記念日（1月23日）

(4) 春季休業 3月23日から3月31日まで

(5) 夏季休業 8月10日から8月31日まで

(6) 冬季休業 12月25日から1月9日まで

2 学長は必要に応じ前項各号の休業日を変更し、又は休業日に授業を行い、若しくは臨時に休業日を定めることができる。

第6章 入学、編入学、転入学、休学、復学、退学、除籍及び留学

(入学の時期)

第30条 入学の時期は、学期の始めとする。

(入学の資格)

第31条 本学に入学の資格のある者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの。

(入学の出願)

第32条 本学に入学を志願する者は、所定の期日までに入学願書に別に定める書類を添えて、別表4に定める入学検定料を納めなければならない。

(入学検定料の取扱)

第33条 一旦納入した入学検定料は、いかなる理由があっても返還しない。

(入学選考)

第34条 第32条の入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行い、学長が教授会の意見を聴いて合格者を決定する。

(入学手続)

第35条 第34条の選考試験に合格した者は、所定の期日までに、入学金、授業料、その他学費を納入し、誓約書及び本学所定の入学に関する書類を提出しなければならない。

(入学許可)

第36条 学長は、前条に基づき入学手続きを完了した者に、入学を許可する。

(編入学)

第37条 本学に編入学を志願する者に対しては、選考のうえ、学長は教授会の意見を聴き第2年次又は第3年次に編入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学することができる者は、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者

(2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(3) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者
(ただし、学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。)

3 第1項により編入学した場合の単位の認定については、既修得単位の一部又は全部について行う。

(転入学)

第38条 他の大学から本学に転入学を希望する者については、選考のうえ、学長は教授会の意見を聴き入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学することができる者は、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 大学又は短期大学に1年以上在学し、所定の単位を修得した者

(2) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者
(ただし、学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。)

3 第1項により転入学した場合の単位の認定については、既修得単位の一部又は全部について行う。

(転学)

第39条 本学から他の大学へ転入学しようとする者は、その理由を具し、保証人連署のうえ、学長に願い出てその許可を受けなければならない。

(休学)

第40条 病気その他の理由により授業に出席することのできない者は、その事実を証明する書類を添え、保証人連署のうえ、学長に願い出てその許可を得て休学することができる。

2 病気その他の理由により修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第41条 休学の期間は、原則として1年以内とする。ただし、特別の事由があるときは1年を超える休学を許可することがある。

2 休学の期間は通算して4年を超えることができない。

3 休学の期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第42条 休学期間中でもその理由が解消し、復学しようとする者は学長に願い出てその許可を受けなければならない。

(退学)

第43条 病気その他の事由により退学しようとする者は、保証人連署のうえ、学長に願い出てその許可を受けなければならない。

(再入学)

第44条 本学を退学した者及び第45条第3号により除籍された者が再入学を願い出たときは、学長は教授会の意見を聴き入学を許可することがある。

(除籍)

第45条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

(1) 第8条に定める在学年限を超えた者

(2) 第41条第2項に定める休学の期間を超えてなお復学できない者

(3) 正当な理由なくして授業料及びその他の学費の納付を怠り督促してもなお納付しない者

(4) 死亡又は行方不明になった者

(留学)

第46条 本学が定める他の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第7条及び第8条に定める修業年数及び在学年限に含めるものとする。

3 留学に関する取扱いは、別に定める。

第7章 単位の修得及び卒業

(単位の認定の条件)

第47条 単位修得を認定するための評価は、当該授業科目の出席時間数が別に定める所定の時間数に満たない者については、これを行うことができない。

2 授業料及びその他の学費を納入していない者についても、前項と同様とする。

(評価指標等)

第48条 単位修得を認定するための評価は、原則として授業科目毎に行う試験の結果によるものとし、必要に応じてその他の指標を考慮することができる。

2 前項の規定にかかわらず、実験、実習、演習及び実技並びに試験によることが適切でない講義科目については、試験を行うことなく、授業への取り組み状況や成果物等により評価し、単位修得の可否を認定することができる。

(試験種別)

第49条 試験は、平常試験、定期試験、追試験及び再試験とする。

(定期試験)

第50条 定期試験は、学期末又は学年末に期間を設けて行う。ただし、予め指定した科目については、期間外に行うことができる。

(追試験)

第51条 やむを得ない理由により定期試験を受けられなかった者については、追試験を行う。

(再試験)

第52条 不合格の科目については、再試験を行うことができる。

(学業成績)

第53条 学業成績の判定は、秀、優、良、可及び不可とし、秀は90点以上、優は80点以上、良は70点以上、可は60点以上、不可は59点以下とする。

2 秀、優、良及び可を合格とし、単位を認定する。

3 不可は、不合格とし、単位を認定しない。

(卒業の認定・学位)

第54条 本学に4年以上在学し、所属学科所定の授業科目を履修し、下記のとおり単位を修得した者については、学長は教授会の意見を聴き卒業を認定する。

学部及び学科名	卒業要件単位数
健康科学部	
健康栄養学科	124単位以上
子ども教育学部	
子ども教育学科	124単位以上
看護学部	
看護学科	127単位以上

2 学長は、前項により卒業を認定した者に対して、学位規程の定めるところにより学士の学位を授与する。

第8章 学 費 等

(学費)

第55条 授業料及びその他の学費については、別表4のとおりとする。

2 一旦納入した学費は、正当な理由がない限り返還しない。

(休学に係る授業料等及び学籍料)

第56条 学期前に休学を申し出て許可された場合は、当該学期に係る授業料、施設費及び実習費（以下本条及び第58条において「授業料等」という。）の納入を要しない。

ただし、休学期間においては、別表4に定める学籍料を納入しなければならない。

2 学期途中に休学する場合は、休学開始月までの授業料等を月割にて納入のうえ、前項ただし書きに基づき、学籍料を納入しなければならない。

3 許可された休学期間の途中で復学する場合は、復学日の属する月から当該学期の最終日が属する月までの授業料等の月割額を復学が許可されてから復学までの間に納付しな

なければならない。この場合において、授業料等納付月分の学籍料は返還する。

(手数料)

第57条 試験及びその他各種の手数料については、別に定める。

(授業料等の分納・延納)

第58条 授業料等は、特別の事由のある場合、分納又は延納を許可することがある。

第9章 賞 罰

(表彰)

第59条 品性、学力ともに優秀な者又は篤行があった等、学生として表彰に値する行為のあった者については、学長は教授会の意見を聴き表彰する。

(懲戒)

第60条 本学の秩序を乱し、かつ本学の規則等に違反した者又は学生としての本分にもとると認められる行為をした者については、学生懲戒規程の定める手続きを経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく、出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第10章 職員組織

第61条 教授会、事務組織等職員組織については、学校法人大阪青山学園組織規程の定めるところによる。

第11章 科目等履修生、長期履修生、研究生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第62条 本学の授業科目の履修を志願する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて、学長は教授会の意見を聴き科目等履修生として受け入れることができる。

2 科目等履修生には、第47条及び第53条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

(長期履修生)

第63条 第7条に定める修業年限を超える一定の期間にわたり授業科目を履修することを目的として、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、学長は教授会の意見を聴き長期履修生として入学を許可する。

2 長期履修生に関する必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第64条 本学において特定の事項について研究することを志願する者に対しては、選考のうえ、学長は教授会の意見を聴き研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関する必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第65条 外国人で本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、学長は教授会の意見を聴き外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

第12章 厚生施設

(厚生施設)

第66条 本学に厚生施設を置く。

2 厚生施設に関する必要な事項は、別に定める。

第13章 公開講座

(公開講座)

第67条 教育研究の成果を公開して地域社会に貢献するため、適宜公開講座を開設する。

2 公開講座に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

2 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

3 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

4 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

5 この学則は、平成21年8月6日から施行し、第7条については、平成21年度入学者及び編入学者から、別表3の授業科目「教職実践演習（幼・小）」については平成22年度入学者から適用する。

6 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

7 この学則は、平成22年7月16日から一部改正即日施行し、改正施行の日に現に在籍する学生にあつては、なお従前の例による。

8 この学則は、平成23年4月1日から一部改正即日施行し、改正施行の日の前日から引き続き在学する学生にあつては、なお従前の例による。

9 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

10 この学則は、平成23年3月8日から一部改正し、平成24年4月1日から施行する。

ただし、改正施行の日の前日から引き続き在籍する学生にあつては、なお従前の例による。

11 この学則は、平成23年5月25日から施行する。

12 この学則は、平成23年9月29日から施行する。

13 この学則は、平成24年4月1日から一部改正即日施行し、改正施行の日の前日から在籍する学生にあつては、なお従前の例による。

14 この学則は、平成24年9月21日から施行する。

附 則

15 この学則は、平成25年4月1日から一部改正即日施行し、改正施行の日の前日から引き続き在籍する学生にあつては、なお従前の例による。

附 則

16 この学則は、平成26年4月1日から一部改正即日施行し、改正施行の日の前日から引き続き在籍する学生にあつては、なお従前の例による。

附 則

17 (1) この学則は、平成27年4月1日から一部改正即日施行し、改正施行の日の前日から引き続き在籍する学生にあつては、第45条、第54条、第59条及び第60条を除き、なお従前の例による。

(2) 第9条に規定する看護学科の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成27年度から平成29年度までは、次のとおりとする。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
健康科学部看護学科	80名	160名	240名

附 則

18 この学則は、平成28年4月1日から一部改正即日施行し、改正施行の日の前日から引き続き在籍する学生にあつては、第56条及び第58条を除き、なお従前の例による。

附 則

19 この学則は、平成29年4月1日から一部改正即日施行し、改正施行の日の前日から引き続き在籍する学生にあつては、なお従前の例による。

附 則

20 この学則は、平成30年4月1日から一部改正即日施行し、改正施行の日の前日から引き続き在籍する学生にあつては、なお従前の例による。

附 則

21 この学則は、平成31年4月1日から一部改正即日施行し、改正施行の日の前日から引き続き在籍する学生にあつては、なお従前の例による。

附 則

22 この学則は、平成31年4月26日から一部改正即日施行し、改正後の入学金は2020年4月以降の入学者から適用する。

附 則

23 (1) この学則は、令和2年4月1日から施行する。

(2) 令和2年3月31日に本学に在学し、翌4月1日以降も引き続き在学する者については、改正後の本学則に基づき履修したものとみなす。

附 則

24 (1) この学則は、令和3年4月1日から施行する。

(2) 令和3年3月31日に本学に在学し、翌4月1日以降も引き続き在学する者については、改正後の本学則に基づき履修したものとみなす。

附 則

25 この学則は、令和4年4月1日から一部改正即日施行し、改正施行の日の前日から引き続き在籍する学生にあつては、なお従前の例による。

附 則

26 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

27 (1) この学則は、令和6年4月1日から一部改正即日施行し、改正施行の日の前日から引き続き在籍する学生にあつては、なお従前の例による。

(2) 改正後の別表4の入学検定料の規定は、令和7年度入学試験（令和6年度実施）から適用し、施設費及び実習費の規定は、令和6年4月1日入学者から適用する。

附 則

28 この学則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表1の規定は、改正施行の日の前日から引き続き在籍する学生にあつては、なお従前の例による。

附 則

29 この学則は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1 健康栄養学科 基礎教育科目・専門教育科目

科目 区分	授 業 科 目 の 名 称	単位数			備 考
		必修	選択	自由	
基礎 教育 科目	健康科学概論	1			
	食と健康	2			
	管理栄養士入門	2			
	地球環境論		2		
	実用数学		2		
	化学Ⅰ		2		
	化学Ⅱ	2			
	有機化学	2			
	基礎化学実験		1		
	生物学		2		
	日本語Ⅰ	2			
	日本語Ⅱ		2		
	プレゼンテーション概論	2			
	プレゼンテーション演習		1		
	コミュニケーション論		2		
	心理学		2		
	伝統文化に学ぶ	1			
	国際協力論		2		
	多文化共生論		2		
	日本国憲法		2		
	情報処理		2		
	情報リテラシーⅠ		2		
	情報リテラシーⅡ		2		
	統計学		2		
	基礎英語Ⅰ	1			
	基礎英語Ⅱ	1			
	専門英語Ⅰ	1			
	専門英語Ⅱ	1			
	体育講義	1			
	体育実技	1			
		20	30	0	

科目 区分			授 業 科 目 の 名 称	単位数			備 考
				必修	選択	自由	
専門 教育科目	専門 基礎分野	社会・ 環境と 健康	健康管理概論	2			
			環境と健康	2			
			公衆衛生学	2			
			公衆衛生学実習	1			
		人体の 構造と 機能及 び疾病 の成り 立ち	生化学Ⅰ	2			
			生化学Ⅱ	2			
			生化学実験Ⅰ	1			
			生化学実験Ⅱ	1			
			解剖生理学Ⅰ	2			
			解剖生理学Ⅱ	2			
			解剖生理学実験	1			
			運動生理学		2		
			運動生理学実習		1		
			医学概論	2			
			病態生理学Ⅰ	2			
			病態生理学Ⅱ	2			
			微生物学		2		
		食べ物 と健康	食品学総論	2			
			食品学各論	2			
			食品機能論		2		
			食品学実験	1			
			食品機器分析実験		1		
			食品衛生学	2			
			食品衛生学実験	1			
			調理科学		2		
			調理科学実験		1		
			調理学	2			
			調理学実習Ⅰ	2			
			調理学実習Ⅱ	2			
			調理学実習Ⅲ		1		
		専門基礎分野合計		38	12	0	

区分		授 業 科 目 の 名 称	単位数			備 考
			必修	選択	自由	
専門教育科目	専門分野	基礎栄養学	2			
		基礎栄養学実験	1			
		基礎栄養学特別講義		2		
		応用栄養学Ⅰ	2			
		応用栄養学Ⅱ	2			
		応用栄養学Ⅲ	2			
		応用栄養学Ⅳ		2		
		応用栄養学実習Ⅰ	1			
		応用栄養学実習Ⅱ	1			
		応用栄養学実習Ⅲ		1		
		栄養教育論Ⅰ	2			
		栄養教育論Ⅱ	2			
		栄養教育論Ⅲ	2			
		栄養教育論実習Ⅰ	1			
		栄養教育論実習Ⅱ	1			
		臨床栄養学Ⅰ	2			
		臨床栄養学Ⅱ	2			
		臨床栄養学Ⅲ	2			
		臨床栄養学Ⅳ	2			
		臨床栄養学実習Ⅰ	1			
		臨床栄養学実習Ⅱ	1			
		公衆栄養学Ⅰ	2			
		公衆栄養学Ⅱ	2			
		地域栄養活動実習	1			
		給食経営管理論Ⅰ	2			
		給食経営管理論Ⅱ	2			
		給食経営管理実習Ⅰ	1			
		給食経営管理実習Ⅱ	1			
		総合演習	2			
		臨地実習Ⅰ	1			
		臨地実習Ⅱ	1			
		臨地実習Ⅲ	2			
		コース特別活動		1		
		健康とスポーツ		2		
		スポーツ栄養学		2		
		看護学概論		1		
		卒業研究	4			
		基礎生物学		2		
		専門基礎演習	2			
		専門分野合計	52	13	0	
		専門教育科目 合計	90	25	0	

別表2 子ども教育学科 基礎教育科目・専門基礎科目・専門教育科目

科目 区分	授 業 科 目 の 名 称	単位数		備 考
		必修	選択	
基礎 教育 科目	教育と福祉	2		
	食と健康		2	
	日本語Ⅰ	2		
	日本語Ⅱ		2	
	実用書道		1	
	生物学		2	
	地球環境論		2	
	統計学		2	
	心理学		2	
	コミュニケーション論		2	
	プレゼンテーション概論		2	
	プレゼンテーション演習		1	
	キャリアデザイン	1		
	ボランティア論		2	
	伝統文化に学ぶ	1		
	多文化共生論		2	
	学修基礎演習		2	
	日本国憲法	2		
	情報処理	2		
	情報リテラシーⅠ		2	
	情報リテラシーⅡ		2	
	基礎英語Ⅰ	1		
	基礎英語Ⅱ	1		
	体育講義	1		
	体育実技	1		
	合計	14	28	

科目 区分	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
専 門 基 礎 科 目	健康子ども学基礎ゼミナール	2		
	健康子ども学Ⅰ	2		
	健康子ども学Ⅱ		2	
	子どもの健康と生活		2	
	教育原理	2		
	保育原理	2		
	教育心理学	2		
	保育の心理学	2		
	子どもの人権	2		
	子ども文化論		2	
	子ども社会論		2	
	子どもと英語Ⅰ		2	
	子どもと英語Ⅱ		2	
	基礎音楽Ⅰ	1		
	基礎音楽Ⅱ	1		
	器楽Ⅰ	1		
	造形	1		
	専門基礎科目合計	18	12	

区分		授 業 科 目	単位数		備 考
			必修	選択	
専 門 教 育 科 目	こ こ ろ と か ら だ の 健 康	健康心理学	2		
		子ども家庭支援の心理学		2	
		児童心理学		2	
		カウンセリング演習		1	
		教育相談		2	
		知的障害児の心理・生理・病理		2	
		肢体不自由児の心理・生理・病理		2	
		病弱児の心理・生理・病理		2	
		臨床教育学		2	
		臨床保育学		2	
		子ども理解の理論と方法		2	
		食育論	2		
		子どもの保健	2		
		子どもの健康と安全		1	
		子どもの食と栄養	2		
	子 ど も の 福 祉	社会福祉	2		
		子ども家庭福祉		2	
		子ども家庭支援論		2	
		乳児保育Ⅰ		2	
		乳児保育Ⅱ		1	
		特別支援教育入門		2	
		特別支援教育概論		2	
		特別支援実践論		2	
		社会的養護Ⅰ	2		
		社会的養護Ⅱ		1	
		子育て支援		1	
		社会福祉行政論		2	
		子どもと虐待		2	

区分		授 業 科 目	単位数		備 考
			必修	選択	
専門教育科目	実習・研究	保育実習ⅠA		2	
		保育実習指導ⅠA		1	
		保育実習ⅠB		2	
		保育実習指導ⅠB		1	
		保育実習Ⅱ		2	} ☆(※1)
		保育実習指導Ⅱ		1	
		保育実習Ⅲ		2	} ★(※1)
		保育実習指導Ⅲ		1	
		教育実習Ⅰ		1	事前事後指導1単位を含む ※2 ※2
		教育実習Ⅱ		3	
		教育実習事前事後指導		1	
		特別支援教育実習		3	
		教職実践演習(幼・小)		2	
		教職実践演習(幼・保)		2	
		地域子育て支援実習		2	
		健康子ども学専門ゼミナール		2	
		卒業研究		4	
		専門教育科目合計	14	169	

※1 保育士資格取得希望者は、☆または★のいずれかを選択必修。

※2 幼稚園教諭免許取得希望者は、いずれかを選択必修。

別表3 看護学科 基礎教育科目・専門基礎科目・専門科目

科目 区分	授業科目の名称	単位数			備考
		必修	選択	自由	
基礎 教育 科目	キャリア 形成	大阪青山ゼミナール	1		(履修方法及び卒業要件) 必修18単位＋選択7単位以上
		プレゼンテーション概論		1	
		プレゼンテーション演習		1	
		ジェンダー論		1	
	科学的 基礎 思考	実用数学		2	
		応用生物学	2		
		応用化学		2	
		生化学	2		
	人間 と健康 の理 解	心理学	2		
		教育心理学		2	
		健康科学概論	1		
		生涯発達学		2	
		食と健康	1		
		保育実践入門		1	
		健康とスポーツ科学Ⅰ(実技)		1	
		健康とスポーツ科学Ⅱ(講義)		1	
	文化 と 社会 の理 解	伝統文化の世界	2		
		上方まなび学		2	
		法学(憲法)		2	
		食と文化		2	
		ボランティア活動論		1	
	コミュ ニケー ション と情 報	日本語Ⅰ(読解・分析)	1		
		日本語Ⅱ(口述・記述)		1	
		英語Ⅰ	1		
		英語Ⅱ	1		
		英語Ⅲ		1	
		英語Ⅳ		1	
		情報処理Ⅰ(基礎)	1		
		情報処理Ⅱ(応用)	1		
		情報リテラシーⅠ	1		
		情報リテラシーⅡ(ICT)	1		
	基礎教育科目 合計		18	24	

科目 区分	授業科目の名称	単位数			備考
		必修	選択	自由	
専 門 基 礎 科 目	解剖生理学Ⅰ	2			(履修方法及び卒業要件) 必修27単位＋選択3単位以上
	解剖生理学Ⅱ	2			
	微生物学	1			
	生命倫理	1			
	病理病態学	2			
	治療食概論	1			
	疾病治療論Ⅰ(内科)	2			
	疾病治療論Ⅱ(外科)	2			
	疾病治療論Ⅲ(小児科)	1			
	疾病治療論Ⅳ(産婦人科)	1			
	疾病治療論Ⅴ(精神科)	1			
	臨床薬理学	2			
	栄養学	1			
	人間生活工学	1			
	公衆衛生看護学概論	2			
	保健統計学 ※		2		
	疫学	2			
	個人・家族・集団・組織の援助論Ⅰ ※		2		
	公衆衛生看護活動展開論Ⅰ ※ (地域保健)		1		
	公衆衛生看護活動展開論Ⅱ ※ (地域保健)		2		
	公衆衛生看護活動展開論Ⅲ ※ (産業保健)		1		
	公衆衛生看護活動展開論Ⅳ ※ (学校保健)		1		
	看護関係法規	1			
	保健医療福祉行政論Ⅰ	2			
	保健医療福祉行政論Ⅱ ※		1		
	専門基礎科目 合計	27	10		

※印は保健師課程必修科目を示す。

科目 区分		授業科目の名称	単位数			備 考
			必修	選択	自由	
専門 科目	看護学 の 基本	看護学概論	2			(履修方法及び卒業要件) 必修72単位
		看護理論	1			
		看護コミュニケーション論	1			
		ヘルスアセスメント	1			
		基礎看護援助論Ⅰ	1			
		基礎看護援助論Ⅱ	1			
		基礎看護援助論Ⅲ	2			
		臨床判断Ⅰ	1			
		臨床判断Ⅱ	1			
		基礎看護学実習	1			
		地域実習Ⅰ	1			
		臨床判断看護学実習	2			
	看護学 の 展開	ライフサイクル論Ⅰ	2			
		ライフサイクル論Ⅱ	2			
		成人看護学援助論Ⅰ(慢性期)	2			
		成人看護学援助論Ⅱ(急性期)	2			
		成人看護学演習Ⅰ(慢性期)	1			
		成人看護学演習Ⅱ(急性期)	1			
		成人老年看護学実習Ⅰ(慢性期)	2			
		成人老年看護学実習Ⅱ(急性期)	2			
		老年看護学援助論	1			
		老年看護学演習	1			
		老年看護学実習	2			
		小児看護学援助論	1			
		小児看護学演習	1			
		小児看護学実習	2			
		母性看護学援助論	1			
		母性看護学演習	1			
		母性看護学実習	2			
		精神看護学概論	1			
		精神看護学援助論	1			
		精神看護学演習	1			
		精神看護学実習	2			

科目 区分		授業科目の名称	単位数			備 考
			必修	選択	自由	
専門科目	看護学 の 展 開	地域・在宅看護学概論	2			
		地域・在宅看護学援助論	2			
		地域・在宅看護学演習	1			
		地域・在宅看護学実習	2			
		地域実習Ⅱ	1			
		薬物療法・輸血と看護	1			
		がん看護	1			
		ターミナルケア	1			
		家族看護	1			
	看護 の 統 合 と 発 展	看護管理学	1			
		看護倫理	1			
		看護研究の基礎Ⅰ（方法論）	1			
		看護研究の基礎Ⅱ（卒業研究）	2			
		看護統合ゼミナール	1			
		医療安全管理論	1			
		チーム医療論	1			
		国際看護論	1			
		災害看護論	1			
		統合実習Ⅰ	2			
		統合実習Ⅱ	2			
	専門科目 合計		72			
保健 師 課 程	個人・家族・集団・組織の援助論Ⅱ※			2		
	公衆衛生看護活動展開論Ⅴ※			2		
	公衆衛生看護管理論※			2		
	公衆衛生看護学実習※			5		
	小計			11		
合計			117	34	11	

※印は保健師課程必修科目を示す。

別表4 入学検定料及び授業料その他の学費と学籍料

入学検定料	35,000 円	複数回受験の場合は2回目以降 無料
入 学 金	230,000 円	

(年額)

学 部 学 科	健康科学部 健康栄養学科	子ども教育学部 子ども教育学科	看護学部 看護学科
授業料	1,160,000 円	1,000,000円	1,300,000 円
施設費	110,000 円	110,000円	110,000 円
実習費	1・2学年 各60,000円 3・4学年 各100,000円	—	260,000円 (4年次保健師課程 別途 60,000円)
合 計	1・2学年 各1,330,000円 3・4学年 各1,370,000円	1,110,000円	1,670,000円 (保健師課程 1,730,000円)

学籍料	10,000円 (月額)	休学期間分をまとめて前納
-----	--------------	--------------

変更事項を記載した書類

1. 第9条第1項関係

定員表の子ども教育学部こども教育学科の定員数について、入学定員「80」名を「70」名に、収容定員「326」名を「286」名にそれぞれ改める。

2. 附則関係

学則の施行日を、「29 この学則は、令和8年4月1日から施行する。」と記載する。

大阪青山大学学則の一部改正（案）

改正の理由

- 子ども教育学部子ども教育学科の入学定員について、適正な定員数への見直しを図ったことに伴い、入学定員・収容定員の変更に係る所要の改正を行うもの

大阪青山大学学則新旧対照表					
改正案			現 行		
(略) 第3章 学生定員 (定員) 第9条 同右			(略) 第3章 学生定員 (定員) 第9条 本学の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。		
学部及び学科名	入学 定員	収容 定員	学部及び学科名	入学 定員	収容 定員
健康科学部			健康科学部		
健康栄養学科	70名	280名	健康栄養学科	70名	280名
子ども教育学部			子ども教育学部		
子ども教育学科	70名	286名	子ども教育学科	80名	326名
看護学部			看護学部		
看護学科	90名	360名	看護学科	90名	360名
2 同右			2 子ども教育学部子ども教育学科の3年次編入学定員は、3名とする。		
(略) 附 則 (略) 28 (略)			(略) 附 則 (略) 28 (略)		
29 この学則は、令和8年4月1日から施行する。					

学則変更の趣旨等を記載した書類

ア 学則変更（収容定員変更）の内容

大阪青山大学子ども教育学部子ども教育学科の入学定員 80 名を、令和 8 年度入学生より 10 名減員して 70 名に変更し、収容定員を 326 名から 286 名に変更する。

これに伴い、大学全体の収容定員を 966 名から 926 名に変更する。

学部	学科	定員	令和 6 年度	令和 7 年度
子ども教育学部	子ども教育学科	入学定員	<u>8 0</u>	<u>7 0</u>
		編入学定員	3 年次 3	3 年次 3
		収容定員	<u>3 2 6</u>	<u>2 8 6</u>
健康科学部	健康栄養学科	入学定員	7 0	7 0
		編入学定員	—	—
		収容定員	2 8 0	2 8 0
看護学部	看護学科	入学定員	9 0	9 0
		編入学定員	—	—
		収容定員	3 6 0	3 6 0
大学全体		入学定員	<u>2 4 0</u>	<u>2 3 0</u>
		編入学定員	3 年次 3	3 年次 3
		収容定員	<u>9 6 6</u>	<u>9 2 6</u>

イ 学則変更（収容定員変更）の必要性

子ども教育学部子ども教育学科は、平成 20 年 4 月の健康科学部健康こども学科（平成 25 年「子ども教育学科」に名称変更）の開設当初より入学定員 80 名と 3 年次編入学定員 10 名で設置している。3 年次編入学定員については、併設短期大学部の廃止や近年の短期大学等卒業者の大学への編入学者は全国的に減少しているなどで入学者が減少し、令和 7 年度から 3 名に変更した。

入学者数については、学科設置から新型コロナウイルス感染症拡大前の令和 2 年度入試までは平均入学者数 82.8 人（平均充足率 1.04）と入学定員を超える入学者を維持していた。

令和 4 年 4 月子ども教育学科の改組により子ども教育学部を開設した際、本学部はこれまで福祉の領域とされてきた子ども・家庭を巡る貧困問題や被虐待児童の問題や、発達障がい児への理解・支援に対応していくためには、教育と福祉の接続、連携、協働が必要不可欠であるとし、「教育と福祉の連携・結合」を視野に置き、包括的な実践力を身に付けた地域社会での活躍が期待される人材養成を使命としてきた。また、令和 7 年

度からは特別支援教育に係る教育課程にも対応するカリキュラム編成となっており、教員養成教育の質の向上に向けた取組みを進めている。

しかし、本学部の入学者数は学部設置構想中にコロナ感染拡大の影響を大きく受け、また全国的な18歳人口の減少や深刻化する小学校教員志望者の減少により、その後も受験者及び入学希望者の減少が続き、定員の充足が大変厳しい状態となった。学部設置前年の令和3年度は59名、設置の令和4年度は46名となり、受験や入学の際に適用される奨学金制度を充実していたにも関わらず定員割れが続き、完成年度である本年度は41名の入学者数となっている。

このような状況の中で入学定員80名の確保は今後も困難であると判断し、10名減員して70名に入学定員を見直すこととし、収容定員の厳格化に努めるものである。

なお、過去6年間の入学者の状況は次表のとおりである。

学部・学科名	項目	令和 7年度	令和 6年度	令和 5年度	令和 4年度	令和 3年度	令和 2年度
子ども教育学部 子ども教育学科	(充足率)	(0.51)	(0.86)	(0.75)	(0.57)		
	入学者数	41	69	60	46		
	入学定員	80	80	80	80	—	—
健康科学部 子ども教育学科	(充足率)					(0.73)	(1.05)
	入学者数					59	84
	入学定員	—	—	—	—	80	80

ウ 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

(ア) 教育課程の変更内容について

子ども教育学部子ども教育学科の入学定員の減員に伴うものであり、教育課程を変更する必要がないため行わない。

教育課程及び教育内容の改革については、社会情勢に合わせて弾力的かつ柔軟にカリキュラム編成を行い、また不断に改善の努力をしていくこととしている。

(イ) 教育方法及び履修指導方法の変更内容について

子ども教育学部子ども教育学科の入学定員の減員に伴うものであり、教育方法及び履修指導方法の変更はない。

入学定員の適正化により、よりきめ細やかな教育を実践していくこととする。

(ウ) 教員組織の変更内容について

子ども教育学部子ども教育学科の収容定員変更に伴って、教員組織を変更することはない。

教員組織編成については、大学設置基準を遵守し、教員組織の将来構想を策定しつつ学生の教育・指導のために必要十分な教員組織を維持していくこととしている。

(エ) 大学全体の施設・設備の変更内容について

子ども教育学部子ども教育学科の入学定員の減員に伴うものであり、大学全体の施設・設備の変更は行わない。

第2次中期計画期間中（平成28年4月～令和3年3月）に学校施設の耐震化は終了しており、またピアノ教室・個別練習室、学生食堂及び体育館吊り天井等の改修整備を行っている。その後もICT教室を整備し、パソコン演習室などの設備機器の充実・更新を行っており、当面はこれらの設備を適切に管理・運用していく。

現在、校地面積は大学全体で115,411.81 m²であり、大学設置基準上必要な面積を上回っている。校舎面積も大学設置基準上必要な面積12,182.83 m²を上回る27,047.15 m²を有し、相当面積を有する運動場、体育館、厚生補導施設等を有している。これらを変更又は増減することなく適切に管理・運用していくこととしている。

学生確保の見通し等を記載した書類

1 学生確保（定員充足）の見通し

収容定員変更は、子ども教育学部子ども教育学科の入学定員を80名から10名減員し70名にすることに伴うものである。

大阪青山大学(以下「本学」という。)は、平成27年より1学部3学科で構成していたが、令和4年度に「子ども教育学科」を、令和6年度に「看護学科」を発展的に改組して、それぞれ学部として設置し、現在は3学部3学科で構成している。

令和4年度に設置した子ども教育学部は学年進行4年目となり、今年度末に卒業生を出すこととなるが、入学状況等は表1のとおりで、学生確保が課題となっている。

子ども教育学部子ども教育学科の入学状況（表1）

学部・学科	項目	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
子ども教育学部 子ども教育学科	入学定員	80	80	80	80	—
	志願者数	62	93	84	60	—
	入学者数	41	69	60	46	—
	入学定員 超過率	0.51	0.86	0.75	0.57	—

子ども教育学部子ども教育学科の入学定員は、令和4年4月の学部開設の際、近畿圏内（約430校）の高校2年生を対象にアンケートを行い把握した京阪神地区（大阪府、兵庫県、京都府）の高等学校の在籍者数、卒業生の大学進学状況に加え、他大学類似学科の設置状況、人材需要動向（受験状況や卒業生の就職状況など）を合わせて総合的に勘案し、改組前の健康科学部子ども教育学科の入学定員であった80名を維持してきた。

子ども教育学部では、令和6年度の特別支援学校教諭養成課程（一種免許状）設置や、また文部科学省委託事業「『職』の魅力向上と人材確保の好循環を生み出すモデル創出事業」にも採択され、幼児教育に関わる映像制作や在学生と高校生の交流、学科の特色を活かした

定期演奏会開催などを行い、高校生や地域住民に対する本学の教育力をアピールするとともに、保育・教育現場との繋がりを強化しており、保育者・教育者を目指す学生にはより魅力ある学部としての存在感を示している。

入学定員の設定については、改組前直近５年間の健康科学部子ども教育学科の平均入学者数が８０名を超えていたこともあり、一定の入学者の確保は十分に可能であると推測していたものであった。

近年の少子化や社会情勢のもと、新学部設置後の入学状況をふまえ検討を重ねた結果、前述の特別支援学校教諭養成課程（一種免許状）や、文部科学省委託事業の成果などを活用しながら、オープンキャンパスのほか、ＰＲの取組みを充実させ、受験対象の参加者増加を図るなど様々な取組みを組織的に展開していくことで、十分な定員充足を見込めるものと考えている。

また、少子化の影響による大学進学対象者の減という要因はあるものの、京阪神地区からの入学者数は表２のとおり高い割合を保っており、地区別入学者数という面からも、後述の具体的な取組強化を図っていくことにより定員充足は可能と考えている。

子ども教育学部子ども教育学科開設後の地区別入学者数（表２）

	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	合 計
京阪神地区	40	51	61	33	185
その他地区	6	9	8	8	31
合 計	46	60	69	41	216
京阪神地区入学者の比率	87.0%	85.0%	88.4%	80.5%	85.6%

学生納付金については、大学及び学部運営に係る教育研究経費や経営経費の収支の均衡などの財政的な視点に加え、学生など受益者への説明責任の観点も踏まえて志望受験生にとって学びやすい学費となるよう設定しており、今回の入学定員減にあたり学生納付金の変更は行わない。

2 学生確保に向けた具体的取組状況

本学においては、奨学金制度の新設、アドミッション戦略ワーキンググループ及び入試ワーキングの活動による高大連携を軸にした取組みなど、入学定員確保に向けた組織的な取組みについてさらに展開の幅を広げている。

具体的な取組みとしては、大学案内用のキャンパスガイドやパンフレット等の印刷物の配布をはじめ、大学ホームページや高校生向けのSNS等の電子媒体による情報の提供、新聞・雑誌・駅貼り広告等の各種メディアを活用した広報活動などを展開している。

また、オープンキャンパス、高等学校訪問、高等学校教員との懇談会、入試関係の相談会や説明会、高等学校への出張授業などの開催を通じて様々な教育情報について、広く高校生や保護者に対して周知を図っている。

1) オープンキャンパス

本学への関心を高めてもらうべく、入学促進イベントとして学部設置当初から実施のオープンキャンパスを継続して充実させていく。

学科の理念、養成する人材像、カリキュラムなどの説明や模擬授業を実施するとともに学内施設の開放を行っている。これまでの実施でのアンケートや参加在籍学生スタッフの意見をもとに、体験授業など高校生の興味を引く企画を展開していく。SNS発信やweb広告などで告知を強化するほか、参加者特典(入試検定料の割引、オープンキャンパス来学費用の補助など)の付与により来場者増加を図っている。

令和6年度は9月までの半年間に10回開催し、主に京阪神の高校から250名強の来場者があった。今年度(R7)も実施回数増を試み、すでに7回の開催で160名弱の来場者を集めている。

2) 高等学校訪問

高校からの確実な入学者確保を目指し、本学の教育情報の直接的周知を行うため、入試担当部署の職員が募集戦略の強化を図るべく高校を訪問している。訪問担当者の増員、訪問校数、回数の増加により、きめ細かでタイムリーな情報提供を実施していく。遠隔地の高校へのアプローチにも力を入れていく予定である。こうした実施継続が高校教員との信頼関係構築につながれば、高校内での対生徒対応において効果が期待できるものと考ええる。

3) 入試関係の各種行事の企画、参加

- ・ 高等学校への訪問とは別に、近隣の高等学校教員との懇談会を開催しており、同様の効果を求め、本学の教育研究等の周知を図っている。
- ・ 大学情報誌等が企画する 入試相談会、高等学校向けの説明会や進学ガイダンスに積極的に入試担当者が参加し、受験生へ対面で直接アプローチすることで、得られる資格や職業の魅力、本学で学ぶ意義を直接伝えている。
- ・ このほか、教員が行う高校での出前授業の場においても、入試担当者が直接の進学情報等のサポートを行っている。子ども教育学部では、高等学校への出張授業及び学内ミニ講義、体験授業を開設以降毎年20回以上実施している。
- ・ また、年間を通して学校見学を随時受付けており、イベント参加外の受験希望者等の対応にも備えている。

4) その他の入試広報等に関連する取組

- ・ 高校生の多種多様なニーズへ対応していくため、学力試験以外の選抜方法の幅を拡げたり、総合型選抜の実施機会増を試みるなどの入試制度の再確認を行い、アドミッションポリシーとの両立を図っていく。
- ・ 教育面では、グローバルな視点という面から教育と福祉をアピールすべく、海外における研修を企画し、実現に向けた取組みを進めている。
- ・ また、子ども教育学部では、文部科学省の補助事業を活用して行っている幼児教育の魅力を紹介した高校生への TikTok や YouTube 等による動画配信は高い評価を得ており、さらにその普及に注力していく。

3 人材需要の動向等社会の要請

ア 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）

子ども教育学部では、教育学、保育学や発達・健康科学を中心とした初等教育及び保育現場における人材養成に加え、地域社会や福祉の領域で活躍できる専門的職業人の養成を目指している。その一環として、高大連携による体験授業の実施、子育て支援室の開放などをはじめとする地域と連携した様々な事業を通じ本学の認知度を高める努力を行っている。

保・幼・小の接続や教育・保育と福祉をつながりで捉えるようにし、教育・保育現場にお

ける学習指導と生活支援のできる包括的な実践力を併せ持った地域社会での活躍が期待される人材養成を行っていく。

教育研究上の目的としては、子ども教育学部のディプロマポリシーとして次の四点を掲げ、子どもの心身の成長・発達を支えることのできる教育者・保育者の育成を目指している。

- 1) 子どもに対する愛情をもち、深い子ども理解と専門的知識を有すること
- 2) 初等教育・保育・子ども福祉の実践に必要な資質・能力を有すること
- 3) 自ら課題を見つけ、主体的に問題解決に当たる省察力を有すること
- 4) 初等教育・保育・子ども福祉に携わる専門的職業人としての高い倫理観と使命感を有すること

イ 社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠

2018（平成 30）年の中央教育審議会答申では、高等教育機関に「多様性と柔軟性の確保」が求められ、私立大学の役割として多様性を保持しつつ「建学の精神」に基づいた教育研究をさらに充実する必要があるとされている。子ども教育学部に関しては、時代の変化に伴い子どもを巡る社会も変容し続けており、子どもの成長・発達を支える人材についても変化に対応できる資質能力が求められている中で、初等教育や保育における人材の育成は今後ますます重要となり、社会的要請が一層高まっていくものと思われる。

子ども教育学部設置前の 健康科学部子ども教育学科における過去 5 年間の教育職・保育職等就職者数は表 3 のとおりとなっている。このうち、令和 6 年度卒業生の公立学校教員（講師を含む）採用数は 16 名で、内訳は大阪府 9 名、和歌山県 3 名、兵庫県 1 名、福岡県 1 名、東京都 1 名、神奈川県 1 名である。過去 5 年間の公立小学校教員（講師を含む）の採用数は平均 20 名で、教員のほかに幼稚園、保育園、こども園などに一定数の者が就職している。

健康科学部子ども教育学科の過去 5 年間の教育職・保育職等就職者数（表 3）

施設	令和 6 年度 (2024) 卒業	令和 5 年度 (2023) 卒業	令和 4 年度 (2022) 卒業	令和 3 年度 (2021) 卒業	令和 2 年度 (2020) 卒業
幼稚園	4	2	5	3	10
保育園	18	17	9	15	17

こども園	8	5	11	16	5
福祉施設	2	7	3	6	5
公立小学校	16	22	26	17	15
学童・児童館等	1	1	1	1	3
計	48	54	55	58	55

なお、子ども教育学科の実就職率の5年間平均は97.2％となっており、教育職・保育職としても高い就職率を示している。幼稚園教諭等の人材の需要の高止まりに供給が追いついていない現状などの社会的人材需要の動向を踏まえても、教育職・保育職等への就職率は維持できるものと考えている。

教 員 名 簿

学 長 又 は 校 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年 齢	保有 学位等	月 額 基 本 給 (千円)	現 職 (就任年月)
一	学長	シノハラ アツシ 篠原 厚 ＜令和4年4月＞	70	理学博士		大阪青山大学学長 (令和4.4～令和8.3)